

我孫子市陸上競技協会規約

第1章 名称及び事務局

(名称)

第1条 この会は、我孫子市陸上競技協会（以下「本会」という）と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、会長の指定するところに置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、市民への陸上競技の普及と競技力の向上を図るとともに、体育・スポーツ文化の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 陸上競技に関する我孫子市民陸上競技大会を開催すること。
- (2) 我孫子市の陸上競技に関する諸計画の実施に関すること。
- (3) 我孫子市を代表する選手の育成と指導に関すること。
- (4) 我孫子市体育協会及び千葉県陸上競技協会に対して陸上競技の代表として連携すること。
- (5) その他、本会の目的を達成するために必要と認めた事業。

第3章 会員及び会費

(会員)

第5条 本会の会員は、登録会員・登記会員・賛助会員から構成する。

- (1) 登録会員とは、我孫子市の在住または勤務する者で、本会を経て千葉県上競技協会に登録した者をいう。
登録会員の本会への年会費は、4,500円とする。ただし、県陸協登録料納入時の3,500円に含む。
- (2) 登記会員とは、我孫子市に在住または勤務する者の内、本会以外の団体名による千葉陸上競技協会への登録者で、本会の目的達成に賛同する者をいう。
登記会員の本会への年会費は徴収しない。
- (3) 賛助会員とは、本会の目的達成に賛同する個人をいう。(居住地、勤務先は問わない)
賛助会員の本会への年会費は徴収しない。

第4章 寄付行為

第6条 本会は、登録会員の会費とは別に、総会出席時に寄付金を募る。ただし、寄付行為に賛同いただける方のみとし1口1,000円で受け付け、複数口を妨げない。

第5章 組織

第7条 本会の組織は、小学校部会、中学校部会、高等学校部会、一般部会、4部会で構成し、普及部、記録部、審判部、競技部の4部に所属する。

第6章 役員

(役員会)

第8条 本会に次の役員をおく。ただし、役員は、本会会員より選出する。

- (1) 会長1名 (2) 副会長2名 (3) 事務局3名 (4) 会計2名 (5) 監査2名
(6) 小学部会長1名 (7) 中学部会長1名 (8) 高等学校部会長1名 (9) 一般部会長1名
(10) 普及部長1名 (11) 記録部長1名 (12) 審判部長1名 (13) 競技部長1名
- 2 会長及び副会長は、役員会で承認する。
- 3 役員会は、(1)～(13)の各部会代表1名で行う。(特に人数は定めない。)
- 4 事務局長は、役員会において選出する。
- 5 監査は、会員の中より選出する。
- 6 (1)～(13)の役員は、兼務も可能とする。また(10)～(13)の部長は、副部長を会員の中から指名し部の運

営をすることができる。

7 役員の任期は原則2年とする。但し、再任は妨げない。

第9条 会長は、本会を統括代表する。副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。

2 副会長2名は、会務の企画立案、その他必要事項を処理する。副会長は、会長を補佐し、必要に応じて代理する。

3 役員は、本会の業務の執行に関して審議し、決定する。

4 監査は、本会の会計を監査する。

5 事務局長は、本会の事務処理を行なう。

6 役員は、任期満了後も後任者が再任するまでは、その職務を行なわなければならない。

7 欠員により補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第10条 本会に、顧問をおくことができ、役員会の承認を得て、会長がこれを推薦する。顧問及び参与は、会長の諮問に応じる。

第7章 会 議

第11条 総会は全会員（代表委員を含む）で構成し、毎年1回開催する。また、必要に応じて臨時総会を招集することができる。

2 役員会は、会長が必要と認めたとき、または役員総数の3分の1以上の請求があるとき、会長がこれを招集する。

3 役員会は役員の2分の1以上出席しなければ会議を開くことができない。理事会の決議は、出席者の過半数によって決定し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

第8章 会 計

第12条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、3月31日に終わる。

2 本会の経費は、会費、補助金、寄付金その他の収入でこれにあてる。

3 会長は、毎会計年度の収支決算を監事の監査に賦し、総会に報告し承認を受けるものとする。

第9章 栄章規定

第13条 本会の会員及び選手（我孫子市）で以下に該当する者は、役員会に諮り、これを表彰する。ただし、生涯一度の受賞とする。

会 長 章 … 日本一の選手を育てた指導者に授与する章

最優秀指導者章 … 年間を通じて最も活躍した指導者に授与する章

最優秀選手賞章 … 日本一の選手に授与する章

優 秀 選 手 章 … 年間を通じて最も活躍した選手に授与する章

第10章 慶弔規定

第14条 本会の慶弔については、会長の承認を得て適宜執行し、会費より充てる。

附則 この規約は、平成14年4月28日から施行する。

この規約改正は、平成15年3月1日から施行する。

この規約改正は、平成17年3月12日から施行する。

この規約改正は、平成20年3月11日から施行する。

この規約改正は、平成31年3月30日から施行する。

この規約改正は、令和4年4月4日から施行する。